

令和8年度 古着処理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、ごみ処理基本計画及び諏訪市一般廃棄物処理実施計画並びに古着処理業務委託の委託契約に基づき、委託内容等を定め、もって業務の適正な実施を図ることを目的とする。

2 法令遵守

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、諏訪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及びその他の関係法令を遵守すること。

3 業務内容等

- (1) 受注者は、「可燃資源物収集運搬業務委託」により収集した古着を受入れ、引渡先が指定する状態に中間処理（選別等）し引渡すこと。
- (2) 受注者は、古着として処理できないものが混入していた場合は、分別し、処理方法について、必要に応じ発注者と協議の上、適切に処理すること。
- (3) 受注者は、中間処理後の古着を引渡先の業者に引渡すまでの間、事故等のないよう適切に保管すること。
- (4) 受注者は、古着を受入れてから引渡先に引渡すまでの間、原則として他業務のごみと混合処理をしないこと。やむを得ず混合処理をする場合には、処理の方法及び処理量の把握の方法についてあらかじめ発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、処理作業従事者の安全に十分配慮するとともに、処理施設周辺の環境の保全に留意すること。
- (6) 受注者は、処理作業中に事故等が発生した場合、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

4 引渡先等

- (1) 受注者は、中間処理後の古着の引渡先及びリユースまたはリサイクルの方法が確保されたうえで、事前に発注者へ報告し承認を得ること。履行期間中に変更する場合についても同様とする。
- (2) 中間処理後の古着は、リユースを優先し、原則として国内の処理業者（再生原料業者）及び最終処理業者（再製品化業者）でマテリアルリサイクルを行うものとする。

5 収集運搬業者との連携

受注者は、発注者が指定する可燃資源物収集運搬業者と十分な意思疎通を図り、古着の円滑な受入りに協力すること。

6 業務実績報告等

受注者は、毎月5日までに前月分の処理実績を報告すること。この報告書には、古着の搬入量、処理量、処理後の引渡先及び引渡量を明記し、引渡先または引渡先が受領した量且つ処理量を証する書類（計量伝票等）を添付すること。なお、古着の処理量は、可燃資源物収集運搬業者からの搬入量とし、受注者の計量器を用いて計量した量とする。

7 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項が生じた場合及びこの仕様書の解釈に疑義が生じたときは、その都度双方誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。